

交 総 第 519 号

令 和 2 年 6 月 22 日

一般社団法人埼玉県トラック協会

会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

小倉 悦男 (公印省略)

道路交通法改正に伴う広報啓発へのご協力について (依頼)

平素から、交通安全活動を始めとした警察活動に対しまして、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、道路交通法の一部を改正する法律 (令和2年法律第42号) により、妨害運転に対する罰則の創設等が行われ、

他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年の刑に処せられるほか、前記違反行為を行い著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年の刑に処せられるとともに、妨害運転をした者は運転免許の取消処分の対象となる

ことになるほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律 (令和2年法律第47号) により、危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加され、

上記のような悪質・危険な運転により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪 (妨害目的運転) 等にも当たる場合があり、さらに厳罰に処せられ得ることになります。

警察では、引き続き、これら悪質・危険な妨害運転等に対しては厳正に対処することはもとより、各種の交通安全イベントや交通安全教室等を通じて、運転者の安全な運転行動の実践に関する広報啓発活動を重点的に展開して参ります。

運転者の安全な運転行動の具体的内容につきましては、警察庁ホームページ (<http://www.npa.go.jp>) や埼玉県警ホームページ (<https://www.police.pref.saitama.lg.jp>)

) 等においても適時公開されておりますので、関連する映像等を各種教養の機会にご活用いただくほか、啓発チラシ（別添）等の掲示、県警ホームページへの関連リンク、情報板等の映像等表示装置への表示等、安全な運転行動の促進に向けた広報啓発につきまして、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課

担当：満保・齋藤

電話：048(832)0110（内線5062・5065）